

## 質 問 回 答 書

2015年6月8日

「(案件名)2015年度案件別外部事後評価：パッケージ 1-6 (アフガニスタン)」

(公示日:2015年5月27日 / 公示番号:150357)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p.4 第 6 プロポーザルの提出 手続き等 2 プロポーザルの無効	「(5)すでに受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき」とありますが、ここでいう業務期間とは何を指すのでしょうか。契約上の業務期間は開始から成果品提出期限までと理解しますが、この期間が重なっている時点で応札資格がないということでしょうか。これまでの調達部の説明では、業務実施契約間ではコンサルタント側での業務調整により業務実施が可能であれば、重複する業務期間の応札が可能と理解しておりましたが、そうではなくなったということでしょうか。	「業務期間が重なる」とは同一の業務従事者を同じ日に複数の契約案件に配置することを意味しているので、配置予定の業務従事者の業務期間が他の契約案件と重ならない限り受注したコンサルタント等企業が契約履行期間の重複する案件への応札は可能です。
2	P. 5 「外貨交換レート」	現在大幅な円安傾向にある中で、プロポーザル段階の交換レートと実施段階での交換レートに大きな差がある場合、何らかの措置がとられるのでしょうか？	原則、現地再委託費を除き精算も契約時のレートに基づいて行いますが、一方、急激な為替レートの変動により、業務に重大な影響を及ぼすレベルの直接経費の不足が予測される場合、個別の協議に応じます。 詳細は「業務実施契約における契約管理ガイドライン」( <a href="http://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00001la90a-att/guideline_201401.pdf">http://www.jica.go.jp/announce/information/ku57pq00001la90a-att/guideline_201401.pdf</a> ) をご参照願います。

3	P.10、19、23 「3.業務実施方針及び留意事項」の(4)	P. 23 に『「3.業務実施方針及び留意事項」(4)の留意点を踏まえ・・・』と記載されていますが、「(4)」が記載されていません。「(4)の留意点」とは何でしょうか。(P.10において、上記3.は(3)まで記載され、その後、P. 19 から(5)が始まっています。)	「(4)の留意点」はご指摘のとおり欠落しており、よって、個別条項(p.19)の(5)が該当することになります。恐れ入りますが、p.23 の『「3.業務実施方針及び留意事項」(4)の留意点を踏まえ・・・』は p19 の「(5)の留意点を踏まえ・・・」と読み替えてのご対応をお願いします。
4	P17「現地調査補助員の備上」/「現地再委託」	「現地調査補助員の備上費については別見積とする」/「現地再委託費は別見積とする」と記載されていますが、ここでいう『別見積』とは、航空運賃及びエクセス料金の見積の場合と同様、本体の見積には計上せず、別途見積書を作成するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、現地調査補助員の(現地での)国内移動に係る旅費・交通費、日当、宿泊費も別見積に含めて計上する(つまり本体見積から切り離して計上する)と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5		<p>「以下 2 項目に係る現地調査補助員の備上費については、別見積とする」とありますが、「備上費」には次のものが該当するという理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調査補助員に支払う特殊備人費</li> <li>・現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)</li> <li>・現地補助員が使う車両関連費</li> </ul>	別見積として計上する備人費は、「現地調査補助員に支払う特殊備人費」に加え、「現地補助員に支払う旅費・交通費(日当、宿泊費、国内航空賃)」「現地補助員が使う車両関連費」も含め計上願います。

6	<p>p.5 第 7 見積価格及び内訳書</p> <p>p.17 第 3 業務実施上の条件 7. 現地調査補助員の備上</p>	<p>「第 2、第 3 で記載した事項のうち下記については分けて見積もってください。(1)現地調査補助業務(2)受益者調査補助業務に係る現地調査補助員の備上費</p> <p>(1)現地調査補助業務(2)受益者調査補助業務に係る再委託費」(以上 p.5)</p> <p>「以下 2 項目に係る現地調査補助員の備上費については別見積とする。</p> <p>(1)現地調査補助業務:関係者へのインタビューのための実施機関等との調整、データ収集」やインタビュー後のフォローアップ等</p> <p>(2)受益者調査補助業務:上記「第 3 業務実施上の条件、5. 受益者調査の実施」に関する業務等」とありますが、これは上記の(1)と(2)を別々に一般業務費に計上せよということでしょうか。それとも、航空賃同様に、業務経費とは分けて別見積にせよということでしょうか。</p>	<p>(1)と(2)を別々に、かつ航空賃のように全体業務経費とは別に見積もり計上をお願いします。</p>
7	<p>P. 20「現地調査補助員の選定・契約」</p>	<p>本事後評価の特殊性に鑑み、現地調査補助員に対する安全対策措置 / 安全配慮について、本邦コンサルタントの責任に関する JICA としての考え方をご教示ください。</p>	<p>現地調査補助員の安全対策措置/安全配慮義務は一義的には同補助員と契約関係にある受注者が負いますが、発注者及び受注者ともに、その生命・身体等の安全優先を旨として対応にあたる必要があります。当機構として、受注者の業務上重要と認められる安全対策情報を入手した場合は速やかにこれを提供し、必要に応じ、安全措置の実施について協議を行います。</p>

8	P23「事業実施スケジュール」(バーチャート)	「現地調査」の黒いバーチャートは、現地調査補助員による現地調査期間を示したものと理解してよろしいでしょうか。	本業務従事者(外部評価者)による第三国への渡航を想定したものです。
9	P24「現地調査補助員の備上」	「現地調査補助業務:合計で 5.74MM 程度」との記載がありますが、この業務量は、受益者調査補助業務の業務量を含まない MM と理解してよろしいでしょうか。すなわち、受益者調査補助業務の業務量については、応札者の方から別途提案する形となるのでしょうか。	ご理解のとおり受益者調査補助業務の業務量を含まない MM となります。受益者調査補助業務の業務量については、想定される有効回答数に基づき、別途ご提案をお願いします。【共通】
10	<p>p.20 第 2』業務の目的・内容に関する事項 (7) 第三国(アフガニスタン事務所員が交替で駐在するインドを想定)にて、現地調査補助員等と打ち合わせを行い、調査の品質を管理すること。</p> <p>p.23 第 3 業務実施上の条件 「3. 業務量の目途」でいう本業務の目途は 6.55MM (国内 5.95MM、現地 0.60MM)</p>	<p>本業務の現地調査が 0.60M/MM と通常の事後評価業務と比して少ないこともあり、日本に現地調査補助員を呼び寄せるとの代替提案は可能でしょうか。</p> <p>また、その提案可能な場合、見積書に現地傭人の来日経費(往復渡航費及び日当・宿泊費等を一般業務費内)に計上することは可能でしょうか。</p>	<p>現地傭人の本邦への呼び出しは想定しておりません。</p> <p>なお、当方提示の M/MM は想定ですので、他の提案も可能です。理由を明記してプロポーザルにてご提案ください。</p>

11	<p>p.24 第3 業務実施上の条件 「7. 現地調査補助員の備上」でいう現地における補助員の業務量は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現地調査補助業務：合計で 5.47MM 程度を目安とする。</li> <li>➤ 受益者調査補助業務：「5. 受益者調査の実施」に想定する有効回答数に対応する業務量を目安とする。</li> </ul>	<p>これは、受益者調査補助業務は4件全てについて有効回答数 100 件(もしくは適当と考えらる件数)の受益者調査を実施することを想定した調査員の動員数を、5.47MM とは別に、受益者調査分として計上してよいということでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。 なお、現地調査補助業務の想定 MM は 5.74MM が正となりますので、ご確認ください。</p>
11	便宜供与	<p>インドでのローカルコンサルタントとの打合せ等に JICA インド事務所の会議室を利用させて頂くことは可能でしょうか。また、必要に応じて、テレビ会議を設定する場合は、JICA 本部、インド事務所、アフガニスタン事務所を結んだテレビ会議設備の使用は可能でしょうか。</p>	<p>ローカルコンサルタントとの打合せについては委託経費(一般管理費)の中でご対応ください(簡単なヒアリング等であれば、ホテルの一室等をお使いになることもご検討ください)。 なお、具体的には契約締結後ご相談いただくこととなりますが、JICA 及び実施機関等関係者へのインタビューの場合は、インド事務所の会議室の利用、テレビ会議設備の使用とも、その必要性に鑑みて、調整は可能な見込みです。</p>

以上